富田林市個別施設計画　人権文化センター

令和元(2019)年9月策定・令和5(2023)年3月改訂
令和元(2019)年⇒令和5(2023)年

所管部署	市民人権部　　人権文化センター

■1　施設概要

所在地	大阪府富田林市若松町一丁目9－12			
施設名	人権文化センター			
大分類	市民文化系			
中分類	文化施設			
小分類	人権文化センター			
財産関係	土地	市所有	建物	市所有

敷地面積	1,329.01㎡
建築面積	495.80㎡
延床面積	1,012.80㎡
劣化度	72.21
避難所指定	なし
制限事項	

（注記）　劣化度は令和2年調査による。

■2　建物設置状況

No	建物名称	建築年度 西暦	建築年度 和暦	築年数	延床面積	構造	階数(地上)	階数(地下)	耐震性	劣化度	備考
1	会館	1966	S41	55年	805.00㎡	RC	3	0	旧耐震	76.20	本館
2	会館	1980	S55	41年	207.80㎡	RC	1	0	旧耐震(耐震性不明)	56.72	複合会館
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

（注記）　劣化度は令和2年調査による。

■3　利用運営状況

主な利用者・団体	市民等									
年間運営日数	286日		定休日	日・祝 12月29日から1月3日	運営時間	9時から21時 （土曜日:9時から17時30分）				
職員数	■	直営	職員6名							
	□	指定管理								
施設利用状況 （令和2年度）	室名	可能コマ数	利用コマ数	利用人数	稼働率	室名	可能コマ数	利用コマ数	利用人数	稼働率
	【貸館利用】					【一般利用】				
	中会議室	308 (～5/31貸館停止)	25	80	8.1%	大会議室	閉鎖	0	0	―
		(10/12～閉鎖)				小会議室	閉鎖	0	0	―
	集会室	708 (～5/31貸館停止)	264	1,964	37.2%	アトリエ	非貸館	0	0	―
	和室	708 (～5/31貸館停止)	44	182	6.2%	識字教室	非貸館	25	146	―
	複合研修室	708 (～5/31貸館停止)	282	2,794	39.8%	教室	非貸館	146	3178	―
						料理教室	非貸館	98	995	―

■4　公共施設再配置計画における方針

設置目的	基本的人権尊重の精神に基づき、人権啓発の推進及び地域福祉の向上を図るとともに、市民の交流を促進し、もって市民一人ひとりの人権が尊重される潤いのある豊かなまちの実現に資する。		
機能方針	維持	建物方針	廃止
具体的取組	新施設への機能移転の検討		
主な課題	・施設の設置目的等の再検討　・貸館、集会、講座の機能統合の検討		

■5　施設機能計画について

機能方針に伴う行動方針
平成30年3月に策定した「公共施設再配置計画（前期）」において、人権啓発の推進及び地域福祉の向上に向けて新施設への機能移転を検討するとしていることから、SDGsが掲げる「誰一人も取り残さない」という理念のもと、①人権教育・啓発活動の推進　②多文化共生の推進　③男女共同参画の推進　④市民活動・交流の促進をコンセプトにあらゆる差別を許さず、市民一人ひとりの人権を尊重する新たな拠点施設として整備を進めます。
行動方針に伴う行動計画
上記方針に基づき、新施設では、従来の人権に関する相談窓口や生活相談窓口、各種講座の開催といった隣保館機能に加え、他施設で行っている男女共同参画センターウイズの機能（すばるホール使用）や「にほんご読み書き教室」や通訳・翻訳事業（水道局旧庁舎使用）といった多文化共生に関する事業の集約化を図り、また新たに外国人市民相談窓口を設置するなど新施設で複合的に事業を行ってまいります。
利用者等の意向把握
施設及び事業内容や今後の運営等について、運営審議会において、実施講座等事業の見直しや施設概要の説明を実施。 また、地元関係団体、利用者等の施設概要や利用に際しての説明の場を設けて、意向の把握に努めていきます。
課題及び考慮する点
「総合ビジョンおよび総合基本計画」にて掲げている基本施策「主体的な市民参加と協働によるまちづくり」をさらに推進することのできる施設運営に向け、設置目的の再検討を行うとともに、引き続き多様な人権課題への対応に取り組む必要があります。 人権文化センターは耐震性能が維持されておらず、地震発生時の危険性については大きな課題です。 また、漏水により3階部分が機能不全に陥っていることから、早急な施設更新が必要です。

備考	

■6 施設整備計画について

建物方針に伴う整備方針について
平成30年3月に策定した「公共施設再配置計画（前期）」における建物方針については、機能移転後除却としています。 新施設については、ユニバーサルデザインにも配慮し、更新機能を含めた総合人権拠点としての施設建設に取り組みます。

施設整備計画

建物名	設置年度	耐用年数	計画期間					以降の投資	整備費用概算（百万円）	対策による効果
構造	築年数	耐用残年数	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度			
会館	S41	60年			（設計）	更新	更新	除却		安全性向上
RC	55年	5年				55	317	44	416	
会館	S55	60年								安全性向上
RC	41年	19年								
備考										

令和4年度以降の整備内容および整備費用については、予定であり、今後の財政状況等により変動することがあります。